

令和2年度墨田区議会定例会6月議会提出予定案件

〈予算〉

- 1 令和2年度墨田区一般会計補正予算

〈条例〉

- 1 墨田区手数料条例の一部を改正する条例
- 2 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 3 墨田区特別区税条例等の一部を改正する条例
- 4 墨田区介護保険条例の一部を改正する条例
- 5 墨田区高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例
- 6 災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 7 墨田区道における道路構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例

〈契約〉

- 1 物品の買入れについて
- 2 物品の買入れについて
- 3 物品の買入れについて
- 4 財産の取得について
- 5 財産の取得の一部変更について

令和２年度墨田区議会定例会 ６月議会提出予定案件概要

〈条例〉

１ 墨田区手数料条例の一部を改正する条例

（１）改正理由及び内容

ア 通知カードの再交付手数料の廃止等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（元. 5. 31 公布、2. 5. 25 一部施行）により、通知カードの交付制度が廃止されたことに伴い、通知カードの再交付の事務に係る手数料を廃止するほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部改正（2. 5. 11 公布、2. 5. 25 施行）により、同省令名が「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」に改められたことに伴い、所要の規定整備をする。

イ 引用条文の移動に伴う所要の規定整備

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正（元. 12. 4 公布、2. 9. 1 一部施行）により、引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をする。

ウ 屋外広告物の表示等に係る許可に関する手数料の新設

東京都屋外広告物条例の一部改正（2. 3. 31 公布、2. 7. 1 施行）により、プロジェクションマッピングが新たに屋外広告物の表示等に係る許可申請の対象となることに伴い、当該申請に対する審査手数料を次のとおり新設する。

屋外広告物許可申請手数料	面積５平方メートルまでごとにつき ３， ２２０円。ただし、面積１，０００平方メ ートルを超えるものにあつては、６４４， ０００円
--------------	---

（２）施行期日

アについては公布の日、イについては本年９月１日、ウについては同年７月１日

２ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

（１）改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、特殊勤務手当のうち保健衛生業務手当の上限額を１６０円から７２０円に改めるほか、新型コロナウイルス感染症に係る検査等の業務に従事した職員について、当該業務の特殊性を踏まえ、同手当の上限額を３，０００円とする特例を定める。

(2) 施行期日等

公布の日（本年1月24日以後に業務に従事した職員について適用）

3 墨田区特別区税条例等の一部を改正する条例

(1) 改正理由

地方税法等の一部改正（2.3.31 公布、2.4.1 一部施行・2.4.30 公布、一部施行）により、区民税について、ひとり親に対する控除を見直すとともに、たばこ税について、軽量の葉巻たばこの課税方式を見直すほか、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例申請の手續等を定めるとともに、所要の規定整備をする。

(2) 内容、施行期日等

別紙のとおり

4 墨田区介護保険条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

介護保険法施行令の一部改正（2.3.30 公布、2.4.1 施行）により、所得段階が第1段階から第3段階までの第1号被保険者に係る介護保険料の軽減割合が改められたため、当該被保険者に係る保険料率を次のとおり改定する。

被保険者の区分	現 行	改 正 案
	軽減割合 保険料率	軽減割合 保険料率
第1段階（割合（※）0.5） 被保険者が老齢福祉年金受給者で、世帯員全員が住民税非課税の者、生活保護法に定める被保護者、被保険者の世帯員全員が住民税非課税で、公的年金等に係る雑所得を控除した合計所得金額（※）と公的年金等の収入金額の合計が80万円以下の者	0.125 29,160円	0.2 23,328円
第2段階（割合0.625） 被保険者の世帯員全員が住民税非課税で、公的年金等に係る雑所得を控除した合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が80万円を超え、120万円以下の者	0.125 38,880円	0.25 29,160円
第3段階（割合0.75） 被保険者の世帯員全員が住民税非課税で、公的年金等に係る雑所得を控除した合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が120万円を超える者	0.025 56,376円	0.05 54,432円

※ 割合…介護保険法施行令第39条第1項各号に定める割合を標準として区が定める割合

※ 合計所得金額…地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額から租税特別措置法で規定されている長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額

(2) 施行期日等

公布の日（令和２年度分の保険料から適用）

５ 墨田区高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

（１）改正理由及び内容

区立施設配置の見直しに伴い、墨田区たちばな高齢者在宅サービスセンターを廃止するほか、所要の規定整備をする。

（２）施行期日

令和３年４月１日（一部の改正規定については、公布の日）

６ 災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

（１）改正理由及び内容

本条例が準拠している非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正（２．３．２７ 公布、２．４．１ 施行）を踏まえ、補償基礎額を改定するとともに、障害補償年金前払一時金等に係る利率について所要の規定整備をする。

（２）施行期日等

公布の日（本年４月１日から適用）

７ 墨田区道における道路構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例

（１）改正理由及び内容

道路構造令の一部改正（３１．４．１９ 公布、３１．４．２５ 施行）に伴い、自転車通行帯の設置に係る規定を新たに設けるとともに、自転車道の設置要件として、設計速度が１時間につき６０キロメートル以上である道路を加える。

（２）施行期日

公布の日

〈契約〉

１ 物品の買入れについて

（１）買入れの目的 災害備蓄用

（２）品目及び数量

ア アルファ米 ２万６，９５０食

イ ライスクッキー ２万６，９７６食

ウ クラッカー ２万６，９５０食

エ 飲料水 ５，８９６本

オ 飲料水加熱キット ５３９組

（３）契約の方法 指名競争入札

（４）契約金額 ２，５５７万４，６７６円

（５）契約の相手方 有限会社賛光製作所

（６）支出科目等 令和２年度 墨田区一般会計 総務費 総務管理費 防災

対策費 需用費

2 物品の買入れについて

- (1) 買入れの目的 東京都知事選挙用
- (2) 品目及び数量 投票用紙自動交付機 100台
- (3) 契約の方法 随意契約
- (4) 契約金額 2,860万円
- (5) 契約の相手方 株式会社ムサン
- (6) 支出科目等 令和2年度 墨田区一般会計 総務費 選挙費 選挙執行費 備品購入費

3 物品の買入れについて

- (1) 買入れの目的 東京都知事選挙用
- (2) 品目及び数量
 - ア 自書式投票用紙読取分類機 5台
 - イ 自書式投票用紙読取分類機用増設ユニット 18台
 - ウ 自書式投票用紙読取分類機用天地表裏反転ユニット 7台
- (3) 契約の方法 随意契約
- (4) 契約金額 3,586万円
- (5) 契約の相手方 株式会社ムサン
- (6) 支出科目等 令和2年度 墨田区一般会計 総務費 選挙費 選挙執行費 備品購入費

4 財産の取得について

- (1) 取得の目的 緑小学校外24校用
- (2) 取得方法 所有権移転付き賃貸借契約（長期継続契約）の期間満了後の無償譲渡
- (3) 借入期間 令和3年2月1日から令和13年1月31日まで
- (4) 取得日 令和13年2月1日
- (5) 品目及び数量 屋内運動場に係る空調機
 - 室外機 50台
 - 室内機 222台
- (6) 契約の方法 指名競争入札
- (7) 契約金額 月額 868万7,690円
総額 10億4,252万2,800円
- (8) 契約の相手方 NTTファイナンス株式会社
- (9) 支出科目等 令和2年度 墨田区一般会計 教育費 小学校費 学校管理費 使用料及び賃借料

5 財産の取得の一部変更について

- (1) 変更理由 墨田中学校外7校の屋内運動場に係る空調機の賃貸借契約においては、契約の相手方が東京都から空調機設置に係る補助金の交付を受けた場合には契約金額を減額することとしていたが、当該補助金が交付されたため、契約金額を変更する。

(2) 契約金額	月額	変更前	3 1 3 万 2, 8 0 0 円
		変更後	1 5 8 万 8, 8 6 2 円 (令和2年7月分は、端数調整のため1 5 8 万 7, 6 7 0 円)
		差 額	1 5 4 万 3, 9 3 8 円
総額		変更前	3 億 7, 5 9 3 万 6, 0 0 0 円
		変更後	1 億 9, 6 8 3 万 8, 0 0 0 円
		差 額	1 億 7, 9 0 9 万 8, 0 0 0 円

